

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	生活保護事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの作成にあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

いわき市長

## 公表日

令和7年2月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	生活保護法に基づく生活保護制度の運用、実施に関するを行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ・保護の決定及び保護の給付。 ・保護申請者及び被保護者または被保護者であった者等についての資産、収入等に係る調査。 ・被保護者についての生活実態把握及び自立への支援。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理。(支払基金への委託事務) ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務。(支払基金への委託事務) ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等。(支払基金への委託事務)
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表 第23の項 ・生活保護法第 80 条の4第1項及び第2項(令和3年6月11日号外法律第66号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、170、171、172項  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表 第23の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 保健福祉課 〒970-8686 いわき市平字梅本21 電話:0246-22-7450(直通) FAX:0246-22-7590
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	住民基本台帳に記載があるものについては、生活保護システムの宛名番号をキーに、住基システムと自動連携を行い、マイナンバーの登録事務に人を介在させないようにしている。 また、住登外の者については、住基ネットによる4情報又は住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認のうえでの登録を行っている。 上記の対策から、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると判断する。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	いわき市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い、物理的・情報セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを実施している。 また、特定個人情報の取扱いについて、業務上使用するUSBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクへの対策は十分であると判断する。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5 ②所属長	保健福祉課長 鈴木 正道	保健福祉課長 園部 衛	事後	
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	保健福祉課長 園部 衛	保健福祉課長 駒木根 通人	事後	
平成31年2月12日	I 5 ②所属長	保健福祉課長 駒木根 通人	保健福祉課長	事後	
平成31年2月12日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二の第9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,79,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二の第26の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二の第9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2,59の3条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二の第26の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条</li> </ul>	事後	
令和3年9月1日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二の第9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2,59の3条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二の第26の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第二の第11,12,16,18,25,32,35,37,38,39,41,42,49,51,56,64,67,68,78,79,81,89,116,120,124,138,140,142,147,151,155の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2の2,59の3条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第二の第37の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条</li> </ul>	事前	
令和5年2月1日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第二の第11,12,16,18,25,32,35,37,38,39,41,42,49,51,56,64,67,68,78,79,81,89,116,120,124,138,140,142,147,151,155の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2の2,59の3条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第二の第37の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号、別表第二の9,10,14,16,18,20,24,26～28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8,9,11～14,17,19～25条、第26条の4,第27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,58条、59条の2の2,59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号、別表第二の26の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条</li> </ul>	事後	
令和5年2月1日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年12月15日時点	事後	
令和5年2月1日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年12月15日時点	事後	
令和5年3月28日	I 1. ②事務の概要	<p>生活保護法に基づく生活保護制度の運用、実施に関することを行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で使用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護の決定及び保護の給付。</li> <li>保護申請者及び被保護者または被保護者であった者等についての資産、収入等に係る調査。</li> <li>被保護者についての生活実態把握及び自立への支援。</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。</li> <li>番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</li> </ul>	<p>生活保護法に基づく生活保護制度の運用、実施に関することを行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で使用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護の決定及び保護の給付。</li> <li>保護申請者及び被保護者または被保護者であった者等についての資産、収入等に係る調査。</li> <li>被保護者についての生活実態把握及び自立への支援。</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。</li> <li>番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</li> <li>生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携。</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理。（支払基金への委託事務）</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務。（支払基金への委託事務）</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等。（支払基金への委託事務）</li> </ul>	事前	
令和5年3月28日	I 1. ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和5年3月28日	I 3. 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項、別表第1の15の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項、別表第1の15の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条</li> <li>生活保護法第80条の4第1項及び第2項（令和3年6月11日号外法律第66号）</li> </ul>	事前	
令和5年3月28日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年12月15日時点	令和5年3月10日時点	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年12月15日時点	令和5年3月10日時点	事後	
令和6年9月24日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年9月24日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和7年2月26日	I 3.法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第1の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・生活保護法第80条の4第1項及び第2項(令和3年6月11日号外法律第66号)	・番号法第9条第1項、別表第23の項 ・生活保護法第80条の4第1項及び第2項(令和3年6月11日号外法律第66号)	事後	
令和7年2月26日	I 4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第2の9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8,9,11～14,17,19～25条,第26条の4,第27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,58条,59条の2の2,59条の3  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第13,14,18,20,28,37,40,42,43,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,162,167,168,169,170,171,172項  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第23の項	事後	
令和7年2月26日	II 1. いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月26日	II 2. いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月26日	IV 8.人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(項目追加)	十分である	事後	
令和7年2月26日	IV 8.判断の根拠	(項目追加)	住民基本台帳に記載があるものについては、生活保護システムの宛名番号をキーに、住基システムと自動連携を行い、マイナンバーの登録事務に人を介在させないようにしている。また、住登外の者については、住基ネットによる4情報又は住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認のうえでの登録を行っている。上記の対策から、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると判断する。	事後	
令和7年2月26日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(項目追加)	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年2月26日	IV 11.当該対策は十分か【再掲】	(項目追加)	十分である	事後	
令和7年2月26日	IV 11.判断の根拠	(項目追加)	いわき市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い、物理的情報セキュリティ対策及び技術的情報セキュリティ対策等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損の方が発生した場合に備え、バックアップを実施している。また、特定個人情報の取扱いについて、業務上使用するUSBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクへの対策は十分であると判断する。	事後	